

## 市内私立幼稚園の認定こども園化について

## 1 概要

## (1) 該当施設

- ・施設名＝元加治幼稚園
- ・所在地＝入間市野田1585
- ・法人名＝学校法人 聖望学園

## (2) 経緯

- ・昭和42年3月に設立され、学校法人吉野学園により私立幼稚園として運営を開始した。
- ・令和6年1月法人合併認可により施設設置者が学校法人聖望学園に変更。
- ・令和6年9月3日、施設設置者である学校法人聖望学園より、元加治幼稚園の認定こども園化に関する要望書が市長宛で提出された。

## 2 意見聴取の根拠法令

利用定員の設定については、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第2項の規定により、あらかじめ審議会又は合議制機関の意見を聴かなければならないと定められている。

このことから、令和9年4月開園予定の保育施設の利用定員の設定について、意見聴取をお願いするもの。

## 3 認可定員と利用定員の違いについて

## (1) 認可定員：保育所等の設置にあたり認可された定員。

面積等の基準により県が認める。

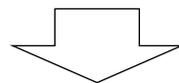
## (2) 利用定員：認可定員の範囲内で定める定員。給付費算定の基礎となる定員。利用実績や今後の利用見込みにより市が定める。

## 4 認定こども園化後の事業概要

- ・類型 幼保連携型認定こども園
- ・現在の施設を取り壊し、施設を建て替えてから開園。補助金申請予定。
- ・利用定員141名（教育認定72名・保育認定69名）

（現在の元加治幼稚園）

	0歳	1・2歳	3～5歳	計
1号	—	—	280人	280人



（認定こども園化後）

	0歳	1・2歳	3～5歳	計
1号	—	12人	60人	72人
2号	6人	24人	39人	69人
3号				
計	6人	36人	99人	141人

5 今後のスケジュール（予定）

- R7.4 国庫補助金内示
- R7.5 県の認可部会（幼保連携型認定こども園設置について）
- R7～R8 建設工事
- R8.12 認可申請書提出
- R9.3 幼稚園廃止及び幼保連携型認定こども園認可
- R9.4 幼保連携型認定こども園開園

6 認定こども園化の効果

- ・親の求職・就職等家庭状況が変化しても、認定区分を変更し引き続き通い慣れた園に通うことが可能となる。
- ・新たに保育枠が創設されることから、待機児童の減少が期待される。
- ・聖望学園の保育園で英語・体操・ピアノ・サッカーを現役の教員を投入し教えている。認定こども園になったら保育園と同様にこれらのメリットを生かしていく予定である。
- ・元加治幼稚園の認定こども園化により、様々な保護者のニーズに対応するとともに、市として多様な子育て支援の提供が可能になる。

7 入間市子ども・子育て支援事業計画との整合性

- ・令和2年度策定をした令和6年度までの現事業計画では、認定こども園の方向性として、「今後の児童数や利用希望などの動向を踏まえつつ、新規事業者から設置の申請があった場合や、既存の認可保育所（園）や確認を受けない幼稚園から認定こども園への移行希望がある場合には、設置・移行を支援します」としている。
- ・次期「入間市こども計画」では、第5章の「量の見込みと確保の内容」に反映をさせている。

8 その他

- ・幼保連携型認定こども園の認可については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条に基づき、埼玉県が行っている。同法第17条第5項には、都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の認可にあたり、あらかじめ、当該認可の申請に係る施設を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならないと定められている。

【参考】認定こども園の類型

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保 育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園 機能)	幼稚園機能+保 育所機能
設置主体	国、自治体、学校法 人、社会福祉法人	国、自治体、 学校法人	制限なし	
職員要件	保育教諭 (幼稚園教諭+保育 士資格)	満3歳以上 両免許・資格の併用が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満 保育士資格が必要		

## 市内民間保育施設の利用定員の変更について

## 1 概要

## (1) 該当施設

- ・施設名＝豊岡保育園
- ・所在地＝入間市宮前町2-2
- ・法人名＝社会福祉法人 樹人会

## (2) 経緯

- ・大正15年4月1日豊岡保育園の前身となる保育開始。昭和27年9月26日社会福祉法人の設立の認可を受け、民間の認可保育園となった。
- ・昨今の保育士不足により保育士の確保が難しく、現状定員枠の児童の受け入れが難しい。安全・安心な保育を実施するために利用定員を80人に変更し、また受け入れ人数に見合った給付内容とし、経営を安定させたい。

## 2 意見聴取の根拠法令

利用定員の設定については、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第2項の規定により、あらかじめ審議会又は合議制機関の意見を聴かなければならないと定められているが、確認対象施設・事業の「利用定員を変更」する場合、審議会等の意見聴取は義務付けられていないため、任意となる。

## 3 認可定員と利用定員の違いについて

## (1) 認可定員：保育所等の設置にあたり認可された定員。

面積等の基準により県が認める。

## (2) 利用定員：認可定員の範囲内で定める定員。給付費算定の基礎となる定員。利用実績や

今後の利用見込みにより市が定める。

## ※なぜ「認可定員」と「利用定員」という別々の定員があるのか？

⇒利用定員は、施設・事務所に支払われる給付費の基本単価等を決定する際に用いられる定員で、基本的に、認可定員と利用定員は一致させることが前提となる。

給付費の基本単価等は、児童数や施設規模により、諸経費の計算を行って積算されているので、実際の利用定員に合わせた設定を行わないと適正な給付を受けられないことになる。

様々な事情により恒常的に認可定員まで児童が入所しないといった状況にある場合、利用定員と認可定員を一致させているのは経営の実態に合わない低い水準の給付単価が適用されることになるため、利用定員を下げるといった取扱いが考えられる。

#### 4 利用定員設定の考え方

利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。

- ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れが可能です。（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
- ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の調整（減算措置）の対象となり、利用定員増の対象となります。
- ・年度当初から利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合や利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直します。

#### 5 変更後の利用定員

利用定員80名

(現在の豊岡保育園)

区分	3号認定			2号認定			計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
変更前定員	6人	9人	21人	26人	28人	30人	120人



(定員減後)

変更後定員	3人	12人	15人	15人	15人	20人	80人
増減	▲3人	3人	▲6人	▲11人	▲13人	▲10人	▲40人

#### 6 今後のスケジュール（予定）

- R7.3 特定教育・保育施設等確認変更届出書を市が受理
- R7.3 特定教育・保育施設利用定員設定等届出について県へ届出
- R7.3 児童福祉施設内容変更届について県へ届出
- R7.4 利用定員変更

#### 7 入間市子ども・子育て支援事業計画との整合性

今回の事案については、突発的な内容のため、次期「入間市こども計画」の5章の「量の込みと確保の内容」には反映できていない。